

## 介護老人保健施設 創春館 運営規程

### 第1章 総則

### 第2章 定員及び従業者

### 第3章 サービスの内容及び費用の額

### 第4章 運営に関する事項

### 第5章 雑則

#### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、医療法人 富士たちばなクリニックが開設する介護老人保健施設創春館(以下「当館」という。)における次に掲げる施設及び事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- (1) 介護老人保健施設(以下「施設」という。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業(以下「短期入所」という。)
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業(以下「介護予防短期入所」という。)
- (4) 指定通所リハビリテーション事業(以下「通所リハビリ」という。)
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「介護予防通所リハビリ」という。)
- (6) 指定訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリ」という。)
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「介護予防訪問リハビリ」という。)

#### (施設・事業の目的)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能

訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 通所リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 5 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 6 訪問リハビリは、利用者が住み慣れた自宅での日常生活の自立をできるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、社会参加を促進し、生活の質(QOL)の向上を目指すものとする。
- 7 介護予防訪問リハビリは、要介護状態になる事をできる限り防ぐこと、または要介護状態の悪化を防ぐことで、利用者の心身機能を維持・回復させ、日常生活の自立を支援し、より長く自宅で自立した生活が送れるようとするものとする。

#### (運営の方針)

- 第3条 創春館は、当館を利用する者(以下「利用者」という。)の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション(以下「施設サービス等」という。)を提供しなければならない。
- 2 当館は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
  - 3 当館は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

#### (説明及び同意)

- 第4条 創春館の従業員は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

#### (身体拘束の禁止)

- 第5条 創春館においては、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第6条 創春館の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

#### (各称等)

- 第7条 創春館の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 創春館
- (2) 所在地 前橋市日輪寺町 342 番地 1 号
- (3) 管理者 名倉 隆夫

## 第2章 定員及び従業者

### (定員)

第8条 創春館の施設、短期入所及び介護予防短期入所の入所定員(又は利用定員)は、80名とする。

2 創春館の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、60名とする。

### (勤務体制の確保等)

第9条 創春館の従業者の職種、その内容及び員数は、別表第1のとおりとする。

2 職員の資質向上のために、研修の機会を確保するよう努める。

## 第3章 サービスの内容及び費用の額

### (施設サービス等の内容)

第10条 創春館で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画、短期入所療養介護計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。)、介護予防短期入所療養介護計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。)、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- (2) 食事の提供(利用者が選定する特別な食事の提供を含む。)
- (3) 入浴(一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。)
- (4) 看護及び医学的管理の下における介護
- (5) 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション等)
- (6) 退所に向けた総合的支援
- (7) 各種相談に対する指導及び援助
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

### (利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者が創春館から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた値とする。

2 創春館は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

#### (1) 施設入所

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 滞在に要する費用
- ・ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ・ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ・ 理美容代
- ・ 日常生活で通常必要となる物品の費用(外部業者への委託により行われ、別途、費用の徴収の取り交わしに基づく)
- ・ その他日常生活で使用する物品について利用者が特別に選定するもののうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(2) 短期入所・介護予防短期入所

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 滞在に要する費用
- ・ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ・ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ・ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- ・ 理美容代
- ・ 日常生活で通常必要となる物品の費用(外部業者への委託により行われ、別途、費用の徴収の取り交わしに基づく)
- ・ その他日常生活で使用する物品について利用者が特別に選定するもののうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(3) 通所リハビリ

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ・ 通常要する時間を超える通所リハビリであって利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービスまたは居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- ・ おむつ代
- ・ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(4) 介護予防通所リハビリ

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ・ おむつ代
- ・ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

(5) 訪問リハビリ

- ・ 利用額は介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じるものとする。

(6) 介護予防訪問リハビリ

- ・ 利用額は介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じるものとする。

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

#### 第4章 運営に関する事項

(創春館の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、創春館を利用するに当たっての留意事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

- ・ 面会時間は、午前9時から午後8時までとすること。
- ・ 外出・外泊する際は、別に定める外出・外泊届を提出すること。

- ・ 飲酒・喫煙は館内では禁止となっております。
  - ・ 火気の取り扱いは禁止となっております。
  - ・ 所持品・備品の持ち込みは、職員までお申し出ください。
  - ・ 金銭・貴重品の持ち込みは禁止となっております。
  - ・ 外泊時等の施設外での受診は、事前に創春館の医師の指示が必要となりますので事前に申し出ください。
  - ・ 宗教活動は、禁止となっております。
  - ・ ペットの持ち込みは、禁止となっております。
  - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- 2 その他創春館の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリ、訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリの営業日並びに営業時間は、次のとおり定める。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで(ただし、12月31日から1月2日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分まで。
- (3) サービス提供時間 午後8時30分から午後5時30分まで。
- (4) 延長サービス時間 午後5時30分から午後6時30分まで。
  - ・家族都合等によりサービス提供時間を超過した場合、30分刻みで実費800円ずつ徴収。
  - ・H31年4月より延長サービス時の夕食提供は終了とする。

(訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリの営業日並びに営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(ただし、12月29日から1月3日までは除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(通常の送迎及び通常の事業の実施地域)

第14条 短期入所及び介護予防短期入所の通常の送迎実施地域は、前橋市、渋川市、高崎市、吉岡町とする。

- 2 通所リハビリ 通所リハビリの通常の事業実施地域は、前橋市、渋川市、高崎市、吉岡町とする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第16条 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、以下に掲げる事

項を実施する。

- (1) 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。
- (2) 褥瘡予防担当者を看護師とする。
- (3) 褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備する。
- (4) 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する教育を行う。

#### (衛生管理)

第17条 創春館は、館内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる事を実施する。

- (1) 看護師を感染対策担当者とする。
- (2) 創春館感染対策委員会を設置し、おおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、必要に応じ随時開催、その結果について、職員に周知徹底する。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(介護現場における感染対策の手引き参照)を整備する。
- (4) 前号に定める指針に基づいた研修プログラムを作成、定期的な教育(年2回以上)を行う。
- (5) 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)を行う。

#### (非常災害対策)

第18条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全の確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任し、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に備えるため、できるだけ地域住民に協力を得られる体制づくりに努め、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 4 従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮する。

#### (要望及び苦情処理)

第19条 創春館は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、医療法人 富士たちばなクリニック苦情対応検討会で定めるものとする。
- 3 利用者または家族の要望及び苦情は、面接及び電話・FAX 等で受け付けし、また玄関口に「ご意見箱」を設置する。 電話番号 027-230-8282 ファックス番号 027-234-6456  
又、下記機関に申し出ることができることとする

前橋市役所介護保険課 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

電話番号 027-224-1111(代表) 8:30~17:15(受付)

群馬県国民健康保険団体連合会 前橋市元総社町 335 番地の 8

電話番号 027-290-1363(代表) 9:00~17:00(受付)

群馬県社会福祉協議会 前橋市新前橋町 13-12

電話番号 027-255-6033(代表) 9:00~17:00(受付)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 創春館は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 創春館は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底を図る。
  - (3) 管理者は、安全対策担当者を選任する。
  - (4) 事故発生の防止のための委員会(創春館事故対策委員会)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 創春館は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、指針に基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。
- 3 創春館は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
- 4 創春館は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修(年2回以上)を実施する
- 5 虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を置く。
- 6 事業所は、施設サービス等の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(サービスの質の評価)

第22条 創春館は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては県知事が指定する情報公表センターに委託するものとする。

- 2 創春館は、第一項に定める指定情報公表センターに委託し、評価を公表いたします。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 創春館は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 雑則

### (委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人 富士たちばなクリニックの同意を得て、管理者が別に定める。

### 附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年10月1日	一部改訂
平成18年4月1日	一部改訂
平成18年9月16日	一部改訂
平成19年4月16日	一部改訂
平成19年5月16日	一部改訂
平成19年8月16日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂
平成21年5月7日	一部改訂
平成24年4月1日	一部改訂
平成25年12月1日	一部改訂
平成26年4月1日	一部改訂
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成30年4月1日	一部改訂
平成31年1月3日	一部改訂
令和元年10月1日	一部改訂
令和3年4月1日	一部改訂
令和3年12月1日	一部改訂
令和3年12月28日	一部改訂
令和4年4月1日	一部改訂
令和4年11月1日	一部改訂
令和5年4月1日	一部改訂
令和6年4月1日	一部改訂
令和6年7月1日	一部改訂
令和6年8月1日	一部改訂
令和7年4月1日	一部改訂
令和7年5月1日	一部改訂
令和7年11月1日	一部改訂
令和8年4月1日	一部改訂

別表第1(第9条関係)創春館の従業者の職種等

職種	職務の内容	員数
管理者	創春館の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1人
医師	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	1人以上
薬剤師	医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導等を行う。	1人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。	入所 4人以上 通所リハビリ 1人以上
看護職員	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の業務及び施設サービス計画等に基づく看護・介護を行う。	入所 7.6人以上(常勤換算) 通所リハビリ 1人以上
介護職員	施設サービス計画等により、医学的管理に基づく介護を行う。	入所 19.1人以上(常勤換算) 通所リハビリ 6人以上
栄養士又は管理栄養士	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。	1人以上
介護支援専門員	施設サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。	1人以上
支援相談員	利用者及び家族からの処遇上の相談に適切に対応するとともに、入退所事務等を行う。	1人以上
調理員	管理栄養士(栄養士)の指示のもとで、利用者に提供する食事を調理する。	委託
事務職員	庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。	1人以上

○協力医療機関等

当施設では、下記医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応を行う。

- ・協力医療機関
 

名称	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町 586-1
名称	富沢病院	前橋市朝日町 4-17-1
名称	群馬中央病院	前橋市紅雲町 1-7-13
- ・協力歯科医療機関
 

名称	石井歯科医院	前橋市上小出町 3-47-5
----	--------	----------------

◇緊急時の連絡

利用者緊急時の場合には「同意書」に記載された連絡先に連絡を行う。

別表第2-1(第11条関係)創春館利用料金表

I 介護老人保健施設

○ 食費・滞在費の費用

利用者負担段階	滞在費		食費
	多床室	従来型個室	
第1段階	0 円	490 円	300 円
第2段階	370 円	490 円	390 円
第3段階(1)	370 円	1,310 円	650 円
第3段階(2)	370 円	1,310 円	1,360 円
第4段階	710 円	1,689 円	2,300 円

II 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

○ 食費・滞在費の費用

利用者負担段階	滞在費		食費
	多床室	従来型個室	
第1段階	0 円	490 円	300 円
第2段階	370 円	490 円	600 円
第3段階(1)	370 円	1,310 円	1000 円
第3段階(2)	370 円	1,310 円	1,300 円
第4段階	710 円	1,689 円	朝食 450 円 昼食 850 円 おやつ 120 円 夕食 880 円

別表第2-2(第11条関係)創春館利用料金表

Ⅲ 共通事項(介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)

○ その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実 費	(利用者の希望による)
理美容代 理容師カット	2,000 円/回 (税込)	理美容をご利用いただいた場合
日常生活品費	380 円/日(税別)	タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュペーパーなど(委託業者)
教養娯楽費	実 費	レクリエーション等の材料費
行事費	実 費	小旅行の費用など
健康管理費	実 費	インフルエンザ等予防接種など
私物洗濯代	ネット 910 円/個 (税別)	(委託業者) 希望者のみ利用。 洗濯は、基本的にはご家族様対応。
パジャマレンタル	200 円/日(税別)	(委託業者)希望者のみ利用。
電気代	50 円/1台 (税込)	テレビ・ラジオ等を持込んで使用した場合
診断書料	実 費	
買い物ツアー代	実 費	
歯科受診代	実 費	
その他、入所者の希望によるもの	実 費	利用者が特別に選定する日用品および嗜好品

Ⅳ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

○ 食費

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	850 円	昼食代(副食代 120 円を含む)

○ その他の費用

料金の種類	金額	備考
オムツ代・リハビリパンツ	180円/枚	
パット	70円/枚	
コーヒー・紅茶代	60円/杯	
フェイスタオル	50円/枚	貸し出した場合

料金の種類	金額	備考
バスタオル	100 円／枚	貸し出した場合
ビニール袋	20 円／枚	利用者の希望による
マスク	50 円／枚	利用者の希望による
カットバン	10 円／枚	基本的には本人が持参。 持参しておらず、必要になった場合。
メロリン	100 円／枚	基本的には本人が持参。 持参しておらず、必要になった場合。
包帯	200 円／枚	基本的には本人が持参。 持参しておらず、必要になった場合。
レク、雑費(手芸、その他)	実 費	アクティビティ等使用時
延長料金	800円／30分	家族都合による